

福岡商工会議所のリスクマネジメント



商工会議所の保険制度は、商工会議所会員の**経営リスクの担保（リスクの移転）**および同会員の従業員などの福利厚生の実施を目的としており、**全国商工会議所のスケールメリットにより、低廉な保険料でご加入いただける団体保険制度**です。

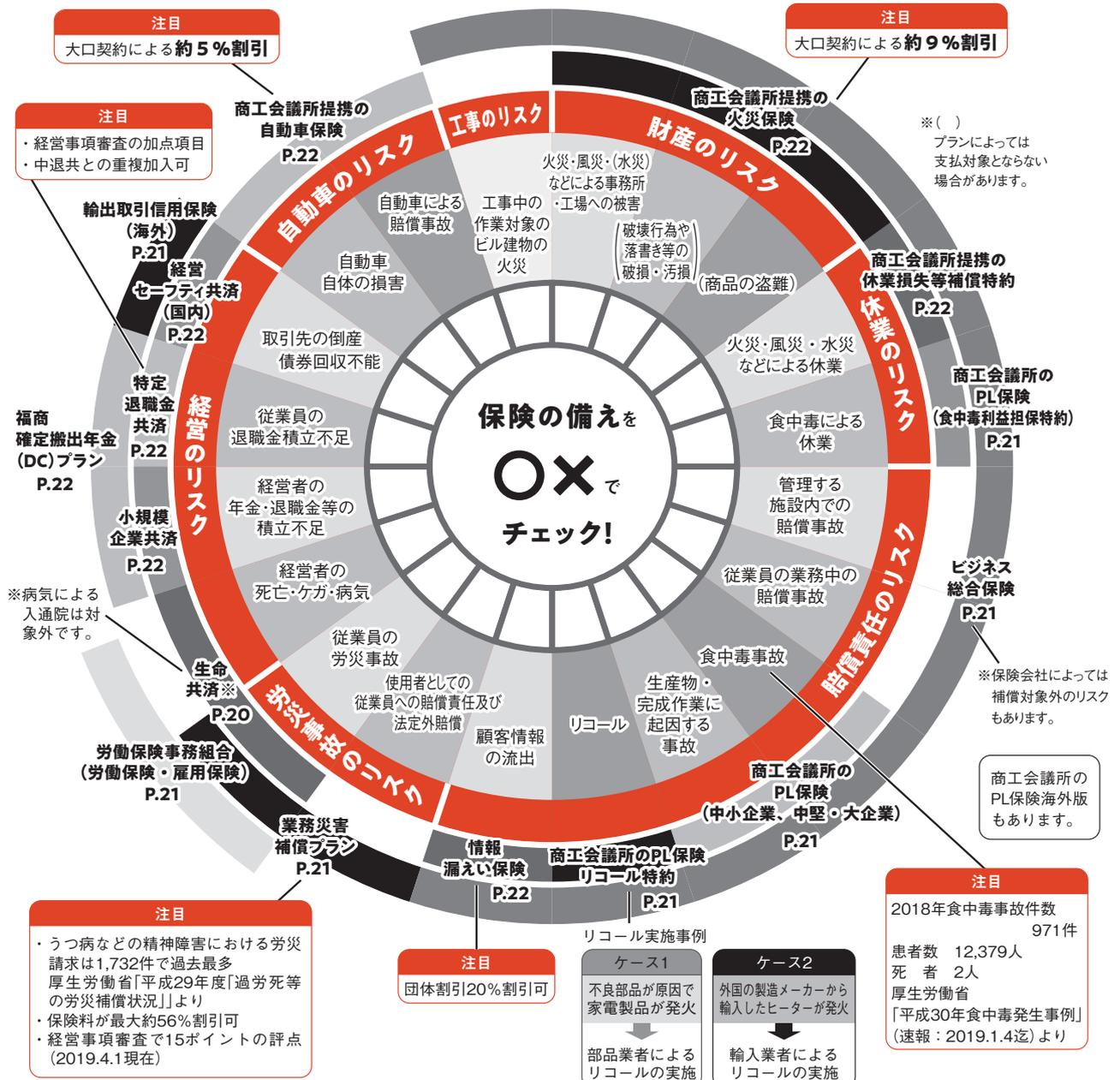


▶ 法定健診や人間ドックを割安な料金で利用
・健康診断 P.23

※加入者数など、2019年4月現在

INDEX

- ▶ 不慮の事故による入院や弔慰金に備える
 - ・生命共済制度 P.20
- ▶ 工事・製品の不具合や、飲食店の食中毒への補償に備える
 - ・PL保険制度 P.21
- ▶ 海外展開をサポート
 - ・輸出取引信用保険制度 P.21
 - ・海外PL保険制度 P.21
- ▶ 事故やメンタルヘルス不全など、労災リスクに備える
 - ・業務災害補償プラン P.21
- ▶ 従業員の就労不能に備える
 - ・休業補償プラン P.21
- ▶ 従業員の保険事務を委託
 - ・労働保険事務組合 P.21
 - ※従業員の福利厚生プラン「ベネフィット」P.25参照
- ▶ 経営者の退職金の積み立て制度
 - ・小規模企業共済 P.22
- ▶ その他共済 P.22
 - ※詳細は別紙パンフレット等にてご紹介します。
 - ・情報漏えい賠償責任保険制度（団体割引20%）
 - ・経営セーフティ共済（倒産防止共済制度）
 - ・特定退職金共済制度



災害保障特約付団体定期保険／福岡商工会議所独自の見舞金・祝金制度

生命共済制度

会員限定

加入事業者数 1,619社 / 加入者 10,194名



1
MERIT 1

死亡・障がい入院を1年365日24時間保障します
病気死亡・災害死亡はもとより、不慮の事故による入院および障がい状態について、業務上・業務外を問わず24時間保障します(団体定期保険)

2
MERIT 2

経営者・従業員・パート・アルバイトも含め、※65歳の方まで加入できます
事業所の福利厚生制度としてお役立ていただけます
※契約(加入・更新)時点の保険年齢が65歳6か月以下の方です

3
MERIT 3

保険金・給付金の受取りを事業所(事業主)にすることが出来ます
保険金・給付金の受取り先に事業所(事業主)を指定することができます。
事業所が受取った保険金・給付金をご加入者およびそのご遺族に対する慶弔見舞金などに充当することができます

4
MERIT 4

掛金は全額損金または必要経費に算入できます

5
MERIT 5

会議所独自の見舞金・祝金制度があります
不慮の事故による通院または結婚、出産、成人された場合、当所独自の見舞金・祝金をお支払いします
※福岡商工会議所独自の制度であり、生命保険ではありません

6
MERIT 6

剰余が生じたときは配当金として還元します
1年ごとに収支計算を行い、剰余が生じた場合には配当金としてお支払いします(団体定期保険)
【収支計算の結果、配当金が0となる年度もあります】

7
MERIT 7

掛金は、取扱金融機関の口座より自動的に振替えます
事務所がお持ちの福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行のいずれかの口座から振替えます

8
MERIT 8

簡単な手続きでご加入いただけます
ご加入者の健康状態について簡単な告知でご加入できます
※但し、告知内容によっては、ご加入をお断りすることもあります

目的	契約者	被保険者	受取人	掛金の取扱
福利厚生の充実 事業所の弔慰金	法人	役員・従業員	法人	損金
	個人事業主	個人事業主	配偶者・親族	生命保険料控除
	個人事業主	従業員	個人事業主	必要経費

※記載の税務取扱は、2019年2月の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保障するものではありません。

死亡保険金200万円の保障が...

(事故死亡・高度障がいの場合。病気死亡は100万円)

- ※15歳～35歳(男性)の月額掛金例
- ※掛金は、性別、年齢、保障内容などにより異なります。
- ※ご加入に際しましては「所定のパンフレット(契約内容重要記載資料)」を必ずご覧ください。

月々 **318円**

月額掛金例 ▶ 死亡保険金200万円

(事故死亡・高度障がいの場合。病気死亡は100万円)

契約年齢	男性	女性
15～35歳まで	318円	269円
36～40歳まで	344円	310円
41～45歳まで	387円	333円
46～50歳まで	458円	385円
51～55歳まで	565円	447円
56～60歳まで	717円	511円
61～65歳まで	979円	610円
66～70歳まで ※更新継続のみ	1,344円	750円

死亡・高度障がい保険金支払いの平均年齢は**57歳**、障がい入院給付金は**51歳**とアクティブに活躍する働き盛り世代。

御社の従業員の福利厚生の充実、経営での転ばぬ先の杖として是非この機会に加入をご検討ください。

ご加入例 5口：500万円コースの場合

病気死亡・高度障がいの場合 ▶ **500万円**

災害保険金+死亡保険金 ▶ **1,000万円**

不慮の事故による場合
5日以上ケガ入院のとき1日目から ▶ **7,500円**

※上記3点の保障の他に、所定の障がいに応じて、50～350万円をお支払いします。

この内容で働き盛り50代の月々の保険料は

46～50歳まで ▶ 男性 / 2,290円 女性 / 1,925円
51～55歳まで ▶ 男性 / 2,825円 女性 / 2,235円
56～60歳まで ▶ 男性 / 3,585円 女性 / 2,555円

保険金・給付金支払実績報告

過去3年の実績

年度	対象	請求件数	支払件数	支払金額	平均支払額
2017年度	死亡・高度障がい	22件	22件	89,000千円	4,045千円
	障がい・入院	42件	41件	6,195千円	151千円
2016年度	死亡・高度障がい	12件	12件	39,000千円	3,250千円
	障がい・入院	41件	40件	9,540千円	239千円
2015年度	死亡・高度障がい	13件	12件	46,000千円	3,833千円
	障がい・入院	35件	35件	7,838千円	224千円

生命共済の加入状況 (2018年4月1日現在)

加入事業者数	加入者数	加入口数	平均加入口数	平均加入年齢
1,699社	10,474人	42,222口	約4口	45歳

当所会員の約10社に1社加入

2017年度
配当率:**34.85%** 過去5年間 平均約50%

46～50歳男性10名・各5口ご加入の場合

年間保険料 ▶ 毎月2,290円×10人×12か月=
▶ **274,800円**

今回配当額 ▶ 274,800円×34.85%=
約4か月分の負担減!! ▶ **95,768円**

実質のご負担額 ▶ 274,800円-95,768円=
▶ **179,032円**

さらに、掛金は損金または必要経費に算入できます!

※この保険は1年ごとに収支決算を行い、剰余が生じた場合は配当金をお支払いします。
※収支計算の結果、配当金が0となる年度もあります。

※この資料は2019年2月時点の制度内容に基づき記載されており、将来制度内容は変更することがあります。

団C-2018-49-S (2019年2月19日) ①会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

事業所を取り巻く事業活動リスクを総合的にサポート

ビジネス総合保険制度

会員限定 加入事業者数 822社



賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設、業務遂行等)リスクの補償、事業休業の補償、財産・工事に関する補償を一本化して加入できます。「補償内容の重複や漏れがないか心配」「どの保険に入ったらいいかわからない」「保険ごとの契約手続きが面倒」等の保険に関する不安や疑問を解決することができます。

- ①会員事業者を取り巻くリスクに対する補償のモレ・ダブリを解消し、一本化して加入可能
- ②賠償責任(PL、リコール、情報漏えい、施設・事業遂行等)のリスクを総合的に補償
- ③災害(火災、風災、水災、雪災、地震)等に遭った際の休業損失を補償

最大
約33%
割引

※()内は特約を付帯することでお支払の対象となる事故です。
※ご加入にあたっては必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら代理店までお問い合わせください。
※上記は東京海上日動火災保険の「事業活動包括保険」の内容について記載しております。上記の他に三井住友海上火災保険、損保ジャパン日本興亜、あいおいニッセイ同和損保取扱の商品があり、内容は異なります。

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

製品の不具合などへの備え

全国商工会議所PL保険制度

(生産物賠償責任保険(中小企業向)(中堅・大企業向))

会員限定 加入事業者数 435社



製造または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、日本国内において他人の生命や身体を害する人身事故や、他人の財物を損壊した物損事故に対して、保険加入期間中に損害賠償請求がなされたことにより、法律上の損害賠償金や争訟費用等の損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- ①製造業だけでなく、販売業、飲食店、工事業、請負業等幅広い業種が加入対象
- ②PL事故による賠償のみならず、オプションでリコールにも対応(中小企業PL保険のみ)
- ③対人・対物事故が実際に発生した場合のほか、それを発生させるおそれがあるために実施するリコールも対象(充実補償リコール特約)
- ④部品製造事業者も対象(最終製品製造・販売業者からの求償にも対応)

最大
約53%
割引

※ご加入にあたっては必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら代理店までお問い合わせください。
※上記は東京海上日動火災保険、三井住友海上火災保険、損保ジャパン日本興亜、あいおいニッセイ同和損害保険等で取扱っております。
※本制度は、2021年6月を以って、ビジネス総合保険制度に統合予定です。

年間保険料例(飲食店):(売上1,000万円・支払限度額5,000万円・保険期間1年)	
A社一般契約	中小企業PL保険
7,190円	4,150円
	約42%減

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

海外展開サポートプラン

会員限定 加入事業者数 PL7社



海外取引先の上債権回収不能リスクに備えるなら

- 輸出取引信用保険制度
- ※詳しくはお問い合わせください

海外でのPLリスク、リコールリスク、知財訴訟リスクに備えるなら

- 海外PL保険制度
- 海外知財訴訟費用保険制度

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

複雑な労働保険の事務を委託

労働保険事務組合(労災保険・雇用保険)

会員限定 利用社数 325社

労働保険は法人・個人を問わず、労働者(パート・アルバイト等を含む)を一人でも雇用していれば、事業主・労働者の意思に係らず、加入することが義務付けられています。

注目!

- 労災保険に加入できない事業主や法人の役員、家族従業員等も労災保険に加入が可能
- 事務負担を軽減
- 労働保険料の額にかかわらず、3回分割で納付

VOICE

- 労災申請で、書類の書き方についてわかりやすい指導でした
- 社員の入退社はもちろん、離職票の交付など迅速丁寧に手続きしていただきとても助かってます

☎商業・雇用支援グループ ☎092-441-2169

企業を労働災害リスクから守る

業務災害補償プラン

会員限定 加入事業者数 1,187社



労災事故が発生した際の従業員に対する補償および労災事故の発生が企業の責任と法律上判断された(例えば、安全配慮義務違反を問われた等)場合に発生する企業の損害賠償責任(賠償金の支払いなど事業者負担の費用)を補償します。

- ①パートやアルバイトを含む全従業員を包括補償
- ②「従業員のケガ」と「企業の賠償リスク」にダブルで備えることが可能
- ③政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償
- ④派遣、委託作業のほか、構内請負人も補償(オプション)
- ⑤業務中の天災(地震・噴火・津波等)によるケガ等も補償(オプション)
- ⑥政府労災の支給を待たずに保険金の受け取りが可能(※)
- ⑦パワハラ、セクハラ、マタハラ等による事業者、役員、使用人の法律上の賠償責任を補償(オプション)
- ⑧業務災害・通勤災害に伴う役員個人の賠償責任も補償

最大
約56%
割引

※精神疾患、脳疾患、心疾患等は政府労災の給付が決定された場合にお支払いします。なお、使用者賠償責任については政府労災の決定を待つ場合があります。

(団体割引、損害率による割引、包括契約割引)

※ご加入にあたっては必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら代理店までお問い合わせください。

※上記は東京海上日動火災保険の「業務災害総合保険」の内容について記載しております。上記の他に三井住友海上火災保険、損保ジャパン日本興亜、あいおいニッセイ同和損保取扱の商品があり、内容は異なります。

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

就業不能への備え

休業補償プラン

会員限定 加入者数 362社・739名



経営者本人とその従業員が、病気やケガで働けなくなった場合に、休業前の所得と公的補償の差額をカバーする(生活水準を落とすことなく、安心して療養に専念できるように設計した)ものです。本プランは、従業員の福利厚生の充実はもちろん、経営者本人の万への備えにも利用できる内容となっており、公的な社会保障制度(政府労災保険の休業補償給付など)というセーフティネットのない自営業者も加入できます。

- ①全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な掛金
一般加入と比べ、約30~60%割引の保険料です。
- ②入院中のみならず、自宅療養期間中の就業不能も補償
- ③就業外での病気・ケガまで補償(国内外を問わず、365日24時間補償)
- ④加入時の医師の診査不要(健康状態告知をいただきます。)
- ⑤天災(地震・噴火・津波など)による病気・ケガも補償(一部オプション。また、介護補償は除く)
- ⑥家事従事者の方も加入可能(一年休業補償)
- ⑦介護補償も可能 従業員およびその配偶者とその両親を対象、介護離職防止対策になります。
- ⑧精神障害も補償

約30%
~60%
割引

(団体割引、損害率による割引等)

■総合生活保険(GLTD)【長期休業補償(無記名・売上高方式)を創設「売上高」と「業種」で簡単に保険料を算出するもので、会員事業所は割安な保険料水準で加入することができ、企業防衛に加え固定費削減にもお役に立えます。

30%
割引

(団体割引)

※ご加入にあたっては必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら代理店までお問い合わせください。

※上記は東京海上日動火災保険の「団体総合生活保険」・「総合生活保険」の内容について記載しております。
上記の他に三井住友海上火災保険、損保ジャパン日本興亜取扱の商品があり、内容は異なります。

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

事務所や備品の損壊にも一部対応 商工会議所提携の損害保険

会員限定 加入件数：火災 343件 / 自動車 419件

火災保険	自動車保険
火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹(ひょう)災・雪災、騒擾(じょう)・集団行為等による破壊行為等、給排水設備に生じた事故等による水濡れ、建物外部からの物体の衝突等、盗難、水災、その他不測かつ突発的な事故を補償します。 主な特徴 ・大雨などの水災で事務所や工場に被害があった場合損害の全額をお支払いいたします。(保険価値80%以上で保険額を設定している場合) ・台風や雹、雪などで事務所や工場に被害があった場合20万円未満の損害の場合でも支払対象 ・店舗のシャッターなどに落書きされた場合破損行為や落書きなどの「破損・汚損」も補償します。 ・店舗の商品が盗難にあった場合商品の盗難も補償します。 ・オプションで休業損失等補償特約をつけることができます。	自動車の利用に伴って発生し得る損害を補償します。 ①通常の分割払より約5%お得!(12回払の場合) ②ご契約時は、キャッシュレス! ③自動車保険の無事故割引はそのまま継承(注) (注)一部等級を引き継がない共済があります。 ④24時間・365日 深夜・休日でも平日同様に事故受付および初期対応(注)を行います! (注)初期対応とは、「相手方への連絡」「代車の手配」「病院への手配」などをいいます。
保険料が約9%割引!	保険料が約5%割引! (一括払の場合)

※上記以外でも賠償、医療、売上減少、労災上乗せ、傷害等の各種保険があります。

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

福岡県下中小企業向け総合型確定拠出年金制度 福商確定拠出年金(DC)プラン



加入者数 58社・2,500名

福商確定拠出年金(DC)プランは、事業所経営者・役員・従業員の皆様の老後に向けた資産形成の有効な手段として、当所がりそな銀行と共同で開発した総合型確定拠出年金制度です。当所が加入受付や各種事務代行を行い、りそな銀行が制度の運営・資産管理を行います。

事業所が毎月払い込む掛金(加入者が上乗せ拠出することも可)を加入者である皆様が自己責任で運用し、その運用収益(損失)の合計額を60歳以降(老後)に年金または一時金として受け取ることができます。

福商確定拠出年金(DC)プラン導入のメリット

- ・複数の企業が導入・維持コストを分担する仕組みです。1企業あたりの負担が割安となります。
- ・各社担当者が行う事務を当所が一括して代行いたしますので、事務負担も少なくすみます。

加入要件

福岡県下に主たる事務所を有する企業(厚生年金適用事業所)で、従業員数(加入者数)15名以上の企業。(福岡県下商工会議所・商工会の会員、非会員を問いません。)

☎会員組織・共済グループ ☎092-441-2845

経営者の退職に備える

小規模企業共済制度

加入者数 125万名(全国)



小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

加入できる方

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業で5人以下)の個人事業主(共同経営者を含む)及び会社等役員

注目!

- 掛金は全額控除
- 掛金を月額1,000円～70,000円の範囲で、500円単位にて自由に選択・変更。
- 労働保険料の額にかかわらず、3回分割で納付

課税される所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			加入後の節税額(=a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	36,500円	109,500円	255,600円
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	40,100円	120,500円	281,200円

- ※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。
- ※2 税額は、2014年6月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。住民税均等割については、5,000円としています。
- ※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。
(<http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/>)

■所得税の確定申告書(B様式の例) 掛金金額36万円(3万円×12ヵ月) 課税所得金額400万円であれば **109,500円の節税!**

所得から差	医療費控除	①							
	社会保険料控除	②							
	小規模企業共済等掛金控除	③							
	生命保険料控除	④							
	地震保険料控除	⑤							

☎地域支援第一グループ・第二グループ ☎092-441-2161・2162

「もしもの」損害に備える

* 中小事業者のみ

情報の漏えいへの対策

万が一の取引先の倒産に備える(国内向)
従業員の退職に備える

- ① 情報漏えい賠償責任保険(団体割引20%)
- ② 経営セーフティ共済(倒産防止共済)
- ③ 特定退職金共済制度

お問い合わせ ①③会員組織・共済グループ ☎092-441-2845
② 地域支援第一・第二グループ ☎092-441-2161・2162